

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1243号	平成27年7月20日	副産動物質肥料	豚コンソル	窒素全量 9.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	サンベーフード株式会社	曾於市末吉町南之郷393番地1

鹿児島県告示第999号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 起業者の名称

長島町

2 事業の種類

長島町役場駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

出水郡長島町大字鷹巣字丸尾地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に該当する。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、事業期間を平成23年12月1日から平成26年3月31日までの28月とする事業計画を策定するとともに、本年度についての財源措置も講じていることから、法第20条第2号の要件である当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者は、平成18年に旧長島町と旧東町が合併し、新長島町が発足して以降、住民へのきめ細やかなサービスを提供するため、住民との直接対話を行いながら、「夢と活力ある福祉の充実した長島町」を政策目標とし各般の施策を推進している。

他方、現下の厳しい行財政事情を踏まえ、効率的な行政運営を図るため、町役場庁舎については、分庁方式を採用し、旧東町役場庁舎を長島町役場庁舎（以下「役場庁舎」という。）、旧長島町役場庁舎を長島町役場指江庁舎（以下「指江庁舎」という。）として、役場庁舎に税や福祉といった町民生活に密接に関わる業務、指江庁舎に町道整備といった社会資本に関わる業務を担当する部署などを集約するとともに、合併前はそれぞれの町役場庁舎ごとに開催していた会議等を、合併後は役場庁舎や役場庁舎機能を補完する長島町開発総合センターに集約し開催している。

このため、役場庁舎の来庁者等が増加し、従来から常態化していた駐車場不足が以前にも増して深刻化しているほか、交通安全上の問題も指摘されており、地域住民や議会からは利用者の利便性向上のための駐車場の整備について強い要望がなされているところである。また、非常時の拠点として十分な広さを有する駐車場の整備が必要であるとの意見も出されている。

したがって、本件事業の施行により、来庁者等の利便性向上が図られるとともに、周辺道路の環境改善にもつながることが期待され、得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業地は、個人所有地のほとんどが農村振興地域の農用地区域外の農地であるが、土地所有者が代替地を希望する場合、長島町農業委員会とも緊密に連携を図りながら適切に農地のあっせんを行うなど土地所有者が不利益を被らないよう十分に配慮することとしている。また、同地における農地転用に関しても同農業委員会から内諾を得ている。

排水対策については、周辺に排水路を整備し、事業予定地内に集水ますを設置して流末は町管理の準用河川に接続することにより、周辺地域に及ぼす影響はない。事業予定地に隣接する住宅については、日照が十分確保できるよう、適切に対応することとしている。

保護のための特別の措置を講ずべき動植物、文化財に関しては、長島町教育委員会から存在しないとの報告を得ている。

以上のことから、本件事業が土地所有者に及ぼす不利益はほとんどなく、町の中核的な施設である役場庁舎の機能向上に大きく寄与し、町民の受ける利益が多く見込まれる本件事業は、法第20条第3号の要件である事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 本件事業を現時点において施行する必要性

駐車場不足が以前にも増して深刻化し、交通安全上の問題点も指摘されており、地域住民や議会から駐車場の整備を要望する声が多く出されていることから、早急に本件事業を施行する必要性が認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

申請書及び添付図面により示される事業の区域は、本件事業の施行に必要な範囲内に存すると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

本件事業では、全て収用による所有権取得まで行う必要があり、使用のみで足りる区域は存在しないと認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第4号の要件である土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められる。

(5) 結論

(1)ないし(4)のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上のことにより、起業者から申請のあった「長島町役場駐車場整備事業」について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長島町総務課

鹿児島県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の13第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定の業務の全部を廃止することを次のとおり許可した。

平成24年 8 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人日本住宅・木材技術センター
東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 2 構造計算適合性判定の業務を廃止する事務所の所在地
東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 3 構造計算適合性判定の業務を廃止する日
平成24年 8 月 20 日